

秋田市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第28条第7項の規定に基づき、秋田市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(委員会の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される委員会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。